

御嵩町訓令甲第41号

御嵩町封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が使用する封筒に、民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、御嵩町広告掲載要綱（平成19年訓令甲第29号。以下「要綱」という。）及び広告の範囲に関する基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 封筒に掲載する広告は、町が発送する長形3号封筒及び角形2号封筒（町で共通に使用する封筒に限る。以下「封筒」という。）に掲載するものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載位置、規格及び掲載料金等は次のとおりとする。

封筒の種類	長形3号	角形2号
掲載位置	封筒裏面	封筒裏面
広告一枠の規格	縦40mm、横100mm	縦100mm、横100mm
色	単色（緑）	単色（緑）
募集枠	4枠	4枠
掲載料金	1枠当たり 1枚につき1.6円	1枠当たり 1枚につき5円
備考	掲載料金は、消費税及び地方消費税を含む。	

2 広告を掲載する枠は、町において指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告を印刷した封筒の使用が終了するまでとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙等により公募で行うものとする。ただし、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が募集する広告の枠数に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 募集する広告の枠数に掲載希望者が満たないときは、複数枠の利用を認めることができるものとする。

(広告の申込み)

第6条 掲載希望者は、御嵩町封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿案
- (2) 市町村税の未納がないことを証する書類
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第7条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第7条第1項に規定する御嵩町広告審査委員会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定し、御嵩町封筒広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第3号）により、掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の審査にあたり、申込件数が当該広告の募集枠数を超えたときは、町の封筒に掲載する広告であることを考慮し、地域性及び公共性の高い内容の広告及び掲載希望者を優先する。

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときには、申込順により決定するものとする。

(広告の原稿の提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第3条の規定する規格により、広告主の負担で広告原稿を作成し、町長が指定した期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料金の納付)

第9条 広告主は、町が指定する期日までに、町が発行する納付書により、広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、この要綱に定める広告に関連する権利を第三者に譲渡してはならない。

4 町長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、町に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに掲載料金を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告主の責務が守られないとき。

(4) 掲載している広告の内容が要綱及び広告の範囲に関する基準に反すると認めるとき。

(5) 第6条の申出に偽りがあったとき。

(6) 広告主が自らの責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載者又は広告としてふさわしくないと町長が認めるとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消しをしたときは、御嵩町封筒広告掲載取消通知書（別記様式第4号）により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料金の還付)

第 1 2 条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合は、還付するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、封筒に広告を掲載することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。